

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

通達区分	一般通達
有効期間	5年(令和13年3月31日まで)

宮本生企第73号
宮本地第25号
令和8年1月19日
生活安全部長
地域部長

コンビニエンスストアとの連携強化による地域防犯力向上のための取組の推進について(通達)

本県警察では、特殊詐欺被害防止対策として、コンビニエンスストアやその他電子マネー販売店に対し、電子マネー購入者等への声掛け及び被害が懸念される者を発見した場合の警察への通報について協力を要請してきたところ、依然として電子マネーを購入させられる被害が多数発生している。

他方、地域の要所に所在するコンビニエンスストアは、深夜時間帯も含め営業し、防犯意識を持った従業員が常駐しているなどの特性を活かしつつ、長年にわたる「セーフティステーション活動」(以下「SS活動」という。)を通じて、女性や子供の駆け込み対応、高齢者の保護、特殊詐欺の未然防止などに貢献してきたものであり、各地域における地域安全活動の要として重要な役割を担っている。

このような中、コンビニエンスストア各店舗に対し担当警察官(コンビニサポートポリス)を指定し、当該警察官の定期的な店舗への立ち寄りによって構築した店舗責任者及び従業員(以下「店舗関係者」という。)との良好な関係を基に、SS活動を支援して活性化されることによって、当該店舗のみならず、地域全体の防犯力が向上していくことが非常に重要であることから、各警察署においては、地域の事情を考慮しつつ、管内に所在するコンビニエンスストア事業者と連携を図り、下記取組を推進されたい。

なお、「コンビニエンスストア等への立寄り強化による特殊詐欺被害防止対策の推進について(通達)」(令和6年4月23日付け宮本生企第979号ほか)は、廃止する。

記

1 コンビニエンスストアのSS活動

コンビニエンスストアにおいては、「安全・安心なまちづくりに協力」と「青少年環境の健全化への取組」を2つの柱とするSS活動を通じ、地域安全活動への自主的な取組を推進しているところ、主な活動内容は以下のとおりである。

(1) 安全・安心なまちづくりに協力

ア 自主防犯(強盗・万引きなどの防止対策)体制の強化

イ 緊急事態(災害・事件・事故・急病人など)に対する110番・119番通報の実施

- ウ 女性・子供などの駆け込み事案への対応
- エ 高齢者等の認知症が疑われる者の保護と警察への連絡
- オ 地域の顧客に対する安全情報の発信、提供
- カ 特殊詐欺未然防止活動の推進（電子マネーカード購入者への積極的な声掛け等）

(2) 青少年環境の健全化への取組

- ア 20歳未満者への酒類・たばこの販売防止
- イ 18歳未満者への成人向け雑誌の販売・閲覧防止
- ウ 青少年非行化の防止（店舗のたまり場化の防止）
- エ 体験学習の受け入れ

2 担当警察官の指定

担当警察官を指定し、店舗への立ち寄りを強化すること。担当警察官（コンビニサポートポリス）の指定に当たっては、対象店舗が所在する受持区を担当する地域警察官のほか、受持区内にコンビニエンスストアが多数所在する場合や、店舗の立地状況及び過去の事案発生状況等の実態に応じて受持警察官以外の警察官を指定し、本取組の実効性が担保されるよう配慮すること。

3 担当警察官の任務

(1) 防犯力向上のための情報発信

担当警察官は、指定後、担当店舗を訪問し、店舗責任者に対して取組の趣旨及び自身が担当警察官であることを説明した上で、月1回程度、警ら等の通常業務を通じて担当店舗に立ち寄り、店舗関係者と顔の見える良好な関係の構築を図りながら、各店舗において、上記1の活動が活性化されるよう必要な支援を行うこと。

なお、店舗において、女性・子供の駆け込み、高齢者の保護、特殊詐欺が疑われる事案、不審者の立ち寄り、少年のい集事案等を認知した際には、担当警察官への情報提供によることなく、110番等を通じて警察への速やかな通報が行われるよう依頼すること。

(2) 特殊詐欺被害防止対策

立寄りの際は、店舗関係者に面接し、特殊詐欺の手口等について具体的に説明した上、電子マネー購入者に対する声掛けと購入目的の確認、目的が判然としない者への販売の留保、被害が懸念される者を発見した場合の速やかな警察への通報などについて要請すること。

その他、店内に設置されたATMに誘導され、還付金詐欺等の被害に遭う者もいることから、携帯電話で通話しながらATMを操作する利用客を発見した場合にも同様の措置をとるよう要請すること。

声掛けにより苦情に発展することも想定されることから、声掛けの対象者に対しては、警察からの依頼に基づくものであることを説明するよう教示するとともに、トラブルが生じた場合は、速やかに警察に通報するよう要請すること。

また、店舗責任者に対しては、平素より、電子マネー購入者等への声掛けや警

察への通報について従業員に指導するよう要請すること。

なお、スーパーマーケット等において、電子マネー型架空料金請求詐欺被害の実例もあることから、コンビニエンスストア以外の電子マネー販売店舗を把握した場合は、積極的に立ち寄り、防犯指導を実施すること。

4 留意事項

(1) 組織的な対応

本取組を推進するに当たり、店舗関係者には、有事の際における通報先や通報要領等を教示しておくとともに、店舗からの困りごと、意見、要望等の相談や通報を受けた際には、組織的な対応を行うこと。

なお、コンビニエンスストアによる特殊詐欺水際対策は、店舗関係者の協力によって成り立つものであることから、通報を受理した場合は、速やかに臨場し、不審点の解明を図るとともに、対象者に対し、店舗側が警察の指導により通報していることを丁寧に説明するなどし、対象者の理解を得るよう努めること。

(2) 生活安全課の任務

各警察署生活安全課においては、担当警察官に対し、平素から自身が担当店舗における窓口であり当該店舗から犯罪を発生させないという強い自覚を促した上、本取組の趣旨や任務、特殊詐欺の手口、事件性の有無の判断に資する着眼点等について指導し、声掛けにおけるポイントや注意点を具体的に説明できるよう配慮すること。

また、地域の犯罪発生状況、手口等を分析した防犯に関する情報資料を作成して店舗関係者へ提供し、前記1の活動の活性化を促進すること。

(3) 適切な賞揚の実施

店舗において、地域安全活動への協力等に関する好事例等があった際には、功労のあった当該店舗関係者に対する賞揚を実施するとともに、担当警察官の防犯指導等による効果が認められた場合は、当該警察官の賞揚も実施するなど、適切な賞揚を実施すること。

(4) 実施結果報告

各警察署生活安全課においては、別添「コンビニエンスストア立寄り実施表」により、管内のコンビニエンスストアに対する立寄り結果を取りまとめ、メールにより翌月5日（土、日曜日又は休日に当たる場合はその翌日）まで生活安全部生活安全企画課長を経由して報告すること。

(5) 好事例報告

本取組の好事例があった際は、生活安全企画課長を経由して申報すること。

担当：生活安全企画課犯罪抑止対策係